第12回北海道景観行政団体等連携会議兼景観行政セミナー

伊達市の景観まちづくりについて



伊達市建設部都市住宅課

目次

- 1. 伊達市の概要
- 2. 縄文遺跡群について
- 3. 伊達市の縄文遺跡について
- 4. 伊達市景観計画の策定について

伊達市の概要



平成18年に大滝村と飛び地合併



札幌市と函館市のほぼ中間

アクセス

伊達 (JR特急)

千歳:1時間10分

札幌:1時間40分

函館:2時間

伊達 (車・高速利用)

千歳:1時間15分

札幌:2時間

函館: 2時間40分



景観計画策定のきっかけ

当時(平成30年度)、北海道、青森県、岩手県及び秋田県で構成される、「北海道・北東北の縄文遺跡群」は、この豊かな自然の恵みを受けながら1万年以上にわたり採集・漁労・狩猟により定住した縄文時代の人々の生活と精神文化を今に伝える貴重な文化遺産として、世界文化遺産の登録をめざしていた。

登録に際し、文化庁・文化審議会世界文化遺産部会より、構成資産を<u>顕著な普遍的</u>価値の保全を継続的かつ確実なものとするため、

「文化財保護法」(遺跡の保存) に加え、

「景観計画」(遺跡を含む周辺の景観の保全)

により、周辺を含む遺跡の保全をするよう求められる。

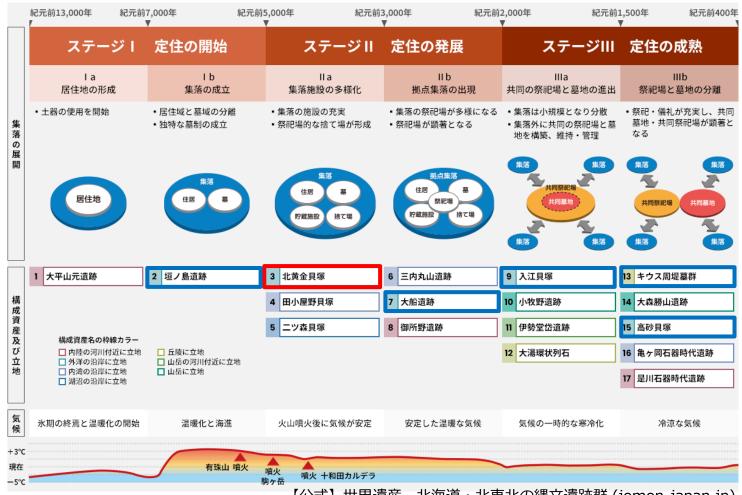
「景観計画」を策定することに…

(構成資産を有する各市町がそれぞれ)

縄文遺跡群について

縄文遺跡群について

本資産は4道県、17の構成資産からなっており、定住の開始、発展、成熟を6つの ステージを追って説明するべく分類、順序付けがなされている。



縄文遺跡群について



【公式】世界遺産 北海道・北東北の縄文遺跡群 (jomon-japan.jp) ホームページより

伊達市の 縄文遺跡について

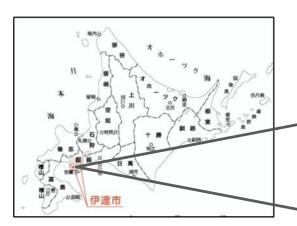
史跡北黄金貝塚について

1987年(昭和62年)12月25日に国史跡に指定

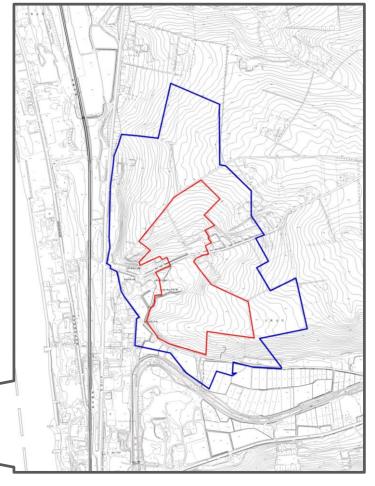
定住発展期前半(ステージIIa)に位置づけ

<集落の特徴>

- ・台地上に居住域と墓域、貝塚が近接して配置
- ・低地には湧水点と水場遺構が所在する
- ・居住域と近接した場所 では、貝塚と墓域が一 体となって形成されて おり、多様な機能を備 えた施設を持つ



史跡北黄金貝塚 拡大図



令和3年7月27日、北海道・北東北の縄文遺跡 群が世界文化遺産に<u>急登録</u> 一資産 一 緩衝地帯



伊達市景観計画の策定について

景観計画策定の準備

目標設定:令和2年度末までに策定

(令和3年4月の国際記念物遺跡会議(イコモス)の評価に間に合うよう)

<スケジュール>

令和2年 2月 庁内周知、議会へ説明(景観行政団体への移行について)

~6月 計画案・条例案の作成(道と協議・協議会の開催など)、

その後、議会へ説明(計画案・条例案)

~8月 住民説明会(北黄金貝塚周辺・全体)

~10月 パブリックコメント (条例案)

12月 市議会へ条例案を提出、可決・景観行政団体移行の告示

令和3年 1月 景観行政団体へ移行(条例一部施行)

~3月 パブリックコメント(計画案)、都市計画審議会(意見聴取)

4月 景観計画策定・告示

策定協議会など

景観計画を策定するための案などを検討するため、

「伊達市景観計画策定協議会」を組織

<委員人数> 6名(学識経験者・建設協会・自治会・公募)

<開催内容>

第1回(令和2年5月) 北黄金貝塚での現地確認&今後の流れ

第2回(令和2年6月) 景観条例案・景観計画案について(書面)

第3回(令和2年10月) 経過報告・今後について

景観行政団体移行に伴い、

「伊達市景観審議会」を組織(委員:協議会委員6名+市議会2名=8名)

<開催内容>

第1回(令和3年1月) 景観計画案について

第2回(令和3年3月) 経過報告・景観計画決定

景観条例の内容

第1章 総則

・定義、市や市民及び事業の責務について

第2章 良好な景観の形成に関する施策

- ・景観計画や景観計画区域を定め、行為の届出に必要な手続きと指導、助言及 び勧告、届出を要しない行為、特定届出対象行為とその変更命令等について
- ・景観重要建造物や景観重要樹木の指定と管理に必要な事項について定め、景 観資産の登録制度に必要な手続きについて

第3章 景観審議会

・景観審議会の設置、組織や会議に必要な事項について

第4章 雑則

・規則への委任について

景観計画の内容

史跡北黄金貝塚を保全するために…

- → 構成資産および緩衝地帯を特定景観区域として設定し、 建築等の行為の制限を厳しくした (当該区域の範囲内の住民には事前に説明)
- → 事前協議を特定景観区域は必須とした
- → 配慮事項として、北黄金貝塚からの眺望を妨げる可能性がある構造物を造る場合、文化財担当部署とも連携し、目隠しとなる植林等の対応を協議
- ⇒ <u>一戸町</u>の景観計画を参考に案を作成

景観計画の内容

- 第1章 景観計画の基本事項
 - 景観計画とは、伊達市景観計画の位置付け、本計画の構成、景観計画の使い方
- 第2章 伊達市の景観特性と現状 伊達市の景観特性、伊達市の現状
- 第3章 景観計画の区域(法第8条第2項第1号) 景観計画区域と区域区分、一般景観区域、特定景観区域
- 第4章 景観づくりの基本理念・目標像・基本目標 景観づくりの基本理念、景観づくりの目標像、景観づくりの基本目標
- 第5章 良好な景観形成に関する方針(法第8条第3項) 基本方針、区域別方針
- 第6章 良好な景観形成のための行為の制限に関する事項(法第8条第2項第2号) 届出対象行為、景観形成基準、景観重要建造物及び景観重要樹木の指定について、 景観資産の登録について、屋外広告物の表示及び掲出する物件の設置に関する行為の制限、 景観重要公共施設等の整備に関する事項(今後の方針)、景観農業振興整備計画の策定に 関する基本的な事項(今後の方針)
- 第7章 良好な景観形成のための取り組み 市民・事業者・行政による景観づくり、良好な景観形成の推進のための取り組み

ご清聴ありがとうございました



北海道伊達市